

金沢市屋外広告物ガイドライン 別冊

金沢市屋外広告物等に関する条例 事業者向けハンドブック



金 沢 市

金沢らしい広告景観の形成に向けて

金沢は、近世城下町の建設以来 400 年以上、戦火や災害を免れ、藩政期の都市構造が今なお良好に残っています。起伏に富んだ地形、豊かな水と緑を背景に、城下町、農山村、湊町等地域ごとの歴史があり、その上に暮らしや文化、経済活動等が折り重なって形づくられる景観は、**金沢にしかない、市民共通の財産**です。

金沢市では 50 年以上前、全国初の景観条例を制定し、以来、市民、経済界、行政が一体となってこの景観を形成してきました。景観は一日にして成らず。そのため、**景観の一部である広告物**（＝屋外の公衆に向け継続して表示するもの）についても、まちなみとの調和をお願いし、広告と景観が魅力を高め合う関係を目指します。

事前確認および広告主へのご説明について

広告主は、広告物の専門家である貴方（事業者）を信頼して広告物の設置を依頼していることを常に意識し、業務にあたってください。また契約や施工にあたり、事前に規制内容を確認し、広告主に十分な説明を行ってください。

本書は、広告物のデザイン、設計、製作、施工等に関わる、屋外広告業、デザイナー、設計業、建設業、宅地建物取引業等、事業者の皆様に向けて、法令や条例、そして本市独自の仕組みである**金沢市屋外広告物審査会**等、本市で広告物に事業者として関わる上で必要な知識と考え方を解説するものです。「**金沢市屋外広告物ガイドライン 金沢らしい広告景観の形成に向けて**」と併せ、制度のご確認や広告主へのご説明に活用いただき、金沢らしい広告景観の形成にご理解とご協力をお願いします。

INDEX

1	地域ごとの規制を確認.....	3
2	基本要件と基準を確認.....	5
3	金沢市屋外広告物審査会.....	15
4	その他.....	20
付録	FAQ よくある質問.....	24
	1) 基本的な考え方.....	25
	2) 審査会による個別審査.....	25
	3) 用語について.....	26
	4) 表示面積の算定方法.....	31
	5) その他.....	34

1 地域ごとの規制を確認

広告物を掲出しようとする地点にどんな規制が関係しているか、ウェブサイト「金沢市まちづくり支援情報」

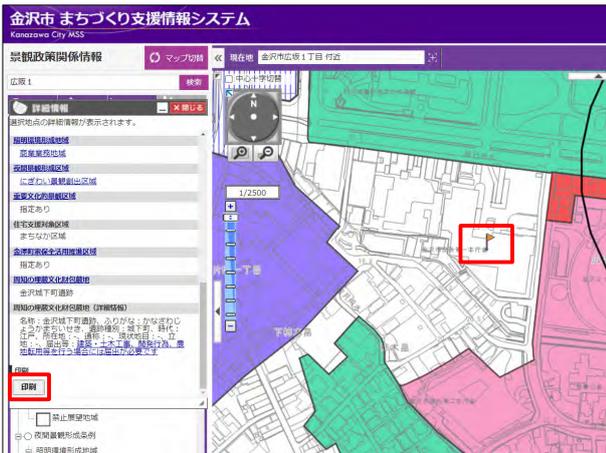
① サイト「金沢市まちづくり支援情報システム」で「景観政策関係情報」をクリック



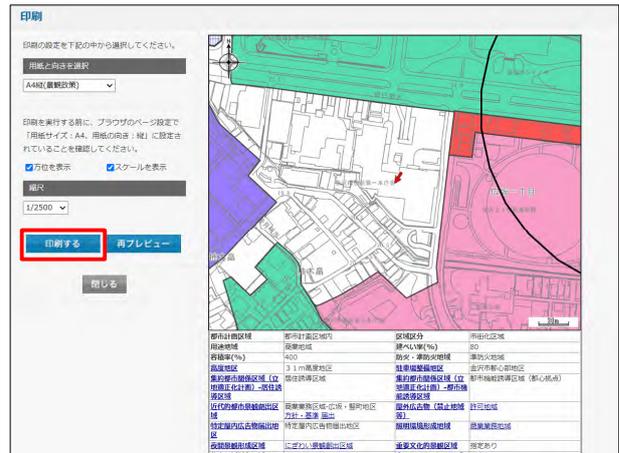
② 利用に関する注意事項を確認し、「同意する」をクリック



⑤ 地図上で任意の点をクリックすると、クリックした地点の規制が確認できます。



⑥ 「印刷する」をクリックすると、周辺地図と規制が一覧表示されます。



以下の区域では、別途、屋外広告物に関するルールが定められています。

区域	問い合わせ先	電話番号
景観計画区域、照明環境形成地域、沿道景観形成区域、風致地区、斜面緑地保全区域、川筋景観保全区域、眺望景観形成区域	金沢市景観政策課	076-220-2364
まちづくり（土地利用）協定地区	金沢市都市計画課	076-220-2353
地区計画区域	金沢市住宅政策課 ※瑞樹団地のみ	076-220-2333
伝統的建造物群保存地区	金沢市歴史都市推進課	076-220-2208
街づくり基本協定区域	石川県都市計画課	076-225-1799

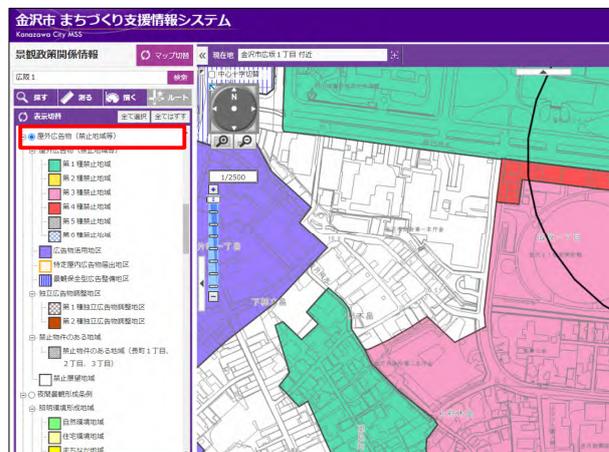


システム」(URL <https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/>)で確認してください。

モバイルでも

③ 計画地を検索(左の「住所・郵便番号から検索」又は、右の地図上の任意の地点をクリック)

④ 「景観計画区域」が表示されるため、メニューの「屋外広告物(禁止地域等)」を選択して表示切替

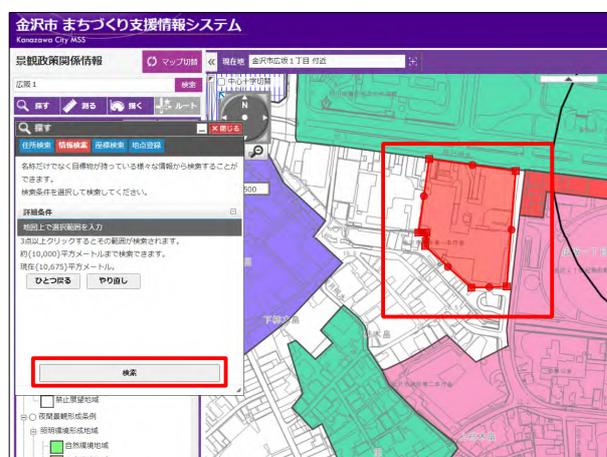
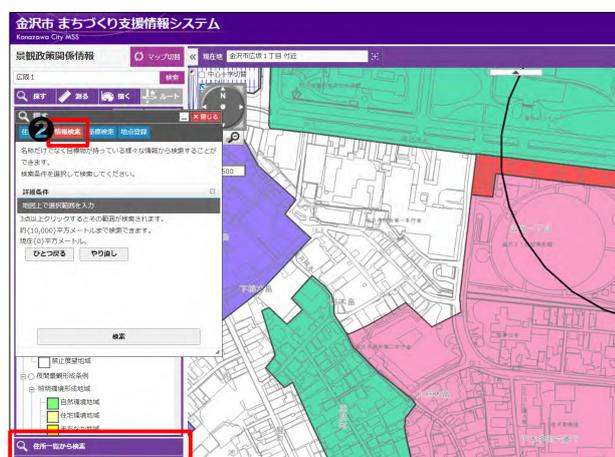


参考 エリア検索を活用してください。

点でなく「エリア検索」で確認することによって、目標の敷地に係る規制をもれなく調べることができます。

- ① 「住所一覧から検索」をクリック
- ② 「情報検索」をクリック

- ③ 地図上を複数回クリックするとエリアが選択されますので、選択後、「検索」をクリック



複数の地域種別に該当する場合は? P27

上記以外にも、別途、屋外広告物の設置に関連するルールが定められています(主なもの)

項目	問い合わせ先	電話番号
高さ 4m 超の広告塔等を計画する場合	金沢市建築指導課	076-220-2328
道路(予定区域を含む)に広告塔等を設け、占用する場合	国道：金沢国道維持出張所 県道：県央土木総合事務所 市道：金沢市道路管理課	076-238-5071 076-239-3903 076-220-2319
道路に広告塔等を設ける場合	石川県警察本部 交通規制課 規制第三係	076-225-0110 (内線 5173)
農地に広告塔等を設ける場合	金沢市農業委員会事務局	076-220-2223

2 基本要件と基準を確認

金沢市内で広告物等を表示・設置する場合、金沢市屋外広告物等に関する条例に基づく**基本要件**、**個別基準**及び**敷地内の合計基準**（総量基準とも）のいずれにも適合した上で、**市長の許可**を受ける必要があります。

自家広告物は、敷地内の合計が基準以内であれば許可や届出不要ですが、不要の場合にも基本要件と個別基準には適合する必要があるため、市までご確認・ご相談をお願いします（**第三者広告物**は許可必要）。

- ・ **CHECK 1 基本要件**……………市内の広告物すべてが適合すべき基本的事項
- ・ **CHECK 2 個別基準**……………地域に応じた広告物の種類ごとに適合すべき基準
- ・ **CHECK 3 敷地内の合計基準**………地域ごとに一敷地内の広告物の合計が適合すべき基準

- * **自家広告物**………自己の土地や建物に、自己の名称、商標やそこで行う事業等を表示・設置する広告物………P26
- * **第三者広告物**………自己の土地や建物以外の場所以に表示・設置し、目標の施設等へ案内誘導を図る広告物………P11
- * **一敷地**……………公道や塀等で物理的に分断されず一体的に利用されている一団の敷地………P27

CHECK 1 基本要件 条例第 15 条、第 30 条の 2

項目	要件（抜粋）
① 景観への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の美観及び自然美を損なわず、周囲の景観に適した意匠と色彩を有するものとする。 ・夜間を対象とする広告物にあっても、昼間の美観を損なわない。 ・裏面や側面の不体裁な支柱、支枠等を露出させない。 ・点滅灯や回転灯類を広告物等に附帯させない（安全のため必要な場合を除く）。 ・照明を利用するものにあつては、周辺の環境を阻害しない。
② 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・地色は、けげげばしい色彩を避ける。使用する色の数はできるだけ少なくする。 ・附属物の着色は、広告物と調和するとともに、施工も粗雑にならないものとする。 ・発光式及び反射式の素材は、できるだけ使用しない。 （第 1～3 種禁止地域及び、第 5 種禁止地域の高さ 8m 超部分では使用しない。）
③ 表示面積と高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・表示の大きさは、効果の限度においてなるべく小さくする。 ・高さは、効果の限度においてできるだけ低くする。
④ 設置数と設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・広告主並びに意匠及び内容が同一であるものを狭い区域に集中して表示しない。 ・道路に沿い多数連続的に表示しない。（売出し広告又は祭礼等一時的に使用するものを除く。）
⑤ 照明を利用するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・過剰に明るくしないものとする。 ・照明の照らす範囲は、必要最小限とする。
⑥ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・交通信号機の背面では、赤、黄及び青色の照明を使用しない。 ・視野を妨げるものであつてはならず、道路交通の安全に支障を及ぼすおそれがないものとする。

POINT 金沢市屋外広告物審査会を通じた景観誘導 条例第 37 条の 2

基本要件には数値基準ではない表現（定性的な基準）が含まれています。これは、広告物の意匠、色彩、規模等は、建物や他の広告物等との関係、周辺の状況等に応じ何が最適か、一律でないためです。

金沢市では、広告物がその地域にふさわしい意匠、色彩、規模等となるよう、「**金沢市屋外広告物審査会**」に諮って一つひとつ審査を行い、**きめ細かな景観誘導と知見の蓄積**を行っています。

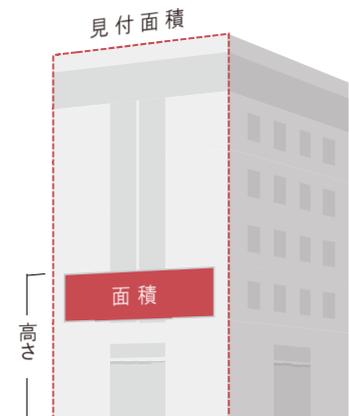
- * 金沢市屋外広告物審査会とは……………P15

CHECK 2 個別基準 条例第 15 条、第 30 条の 2

① 壁面広告物 建築物又は工作物（塀など）の壁面を利用する広告物

POINT デザインのポイント 金沢市屋外広告物審査会でよく出る意見より

情報の整理	・ 名称、ロゴマークのみの掲出を原則とする。 （商品名等を壁面に掲出せず、施設名をすっきりと見せる。）
面積、高さ、数	・ 複数掲出する場合、形や大きさ、レイアウトを共通化し、 整然とさせる。 ・ 数値基準内であってもなるべく少なく、小さくする。
色彩、照明	・ 彩度が高い色を面的に使用しない。 ・ 施設名やロゴに箱文字やバックライトを用いて品位を高める。 ・ 照度や輝度を抑え、周辺の住環境等に配慮する。



数値基準

地域種別	禁止地域			許可地域*2	都心軸*1
	1～3種	4種	5・6種		
形態等	取付壁面からはみ出させない。窓面を塞がない。				⊕写真・イラスト不可 ⊕建物側面はネオン・映像不可
高さ (ビル名称等*3 除く)	地上 6m以下		地上 12m以下		⊕建物側面は 6m以下
合計面積	P13 参照	10 m ² 以内 【敷地内合計で判定】	どの壁面の方向も、 建築物（又は工作物）の見付面積の 1 割（商業地域 2 割）以内 又は 10 m ² 以内（いずれか大きい方） 【利用する建築物又は工作物ごとに判定】		

※第三者広告を表示する場合、⑥野立て広告物の個別基準が上乗せになります。

*1 「都心軸」とは、都心軸景観保全型広告整備地区を指します（以下同じ）。

*2 許可地域のうち「広告物活用地区」について（以下同じ）..... P26

*3 「ビル名称等」とは？..... P28

・ 道路等に対して広告物が斜めに面する場合は？..... P28

望ましい掲出例

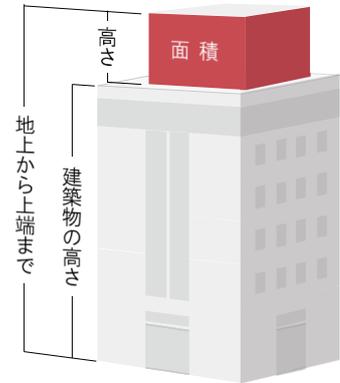
施設の名称に箱文字を使用し、かつ他に何も付けないことで、名称と建築の優れた意匠を際立たせる壁面広告物（第 33 回いしかわ広告景観賞受賞）	施設名とテナント名に箱文字を使用し、左右の設置位置を共通化することで、洗練され統一感ある壁面広告物（緩和事例）

② 屋上広告物

建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔その他これに類するものの壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上、建築物の屋上の工作物に表示・設置する広告物

POINT デザインのポイント 金沢市屋外広告物審査会でよく出る意見より

情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上広告物は、遠方から見え、影響を及ぼす範囲が広いことから、表示内容を名称とロゴマークに限るなど、特に厳選する。 ・周辺からの眺望に配慮する（例・兼六園眺望台からなど）。
余白	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に十分な余白を設ける（景観への配慮も可読性も高まる）。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度が高い色を面的に使用しない。
照明の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の景観や環境に配慮し、照度や輝度を高くし過ぎない。 ・色温度を抑える（昼白色より電球色にするなど）。 ・照明の範囲を最小限にする（板面全体でなく文字とロゴマークのみ光らせる、バックライトを用いるなど）。



数値基準

地域種別	禁止地域			許可地域
	1・2種	3・4種	5・6種	
形態等	×禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物や塔屋からはみ出させない、建築物1棟に1個 ・×自家広告物*以外禁止 ・×映像禁止 		都心軸 ⊕写真・イラスト不可
高さ		<ul style="list-style-type: none"> ・建物と調和した色彩を有する素材で壁面から立ち上げる ・×木造建築の勾配屋根には禁止 	4m以下かつ 建築物の高さの1/2以下	
地上から上端まで		3m以下	40m以下	
		20m（商業地域 40m）以下		

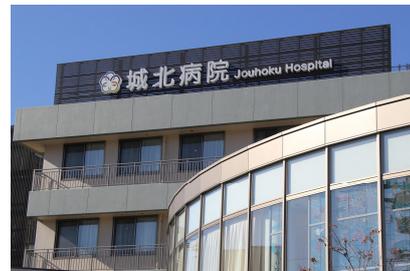
*「自家広告物」とは？ P26

・屋上広告物に該当するかの判断 P29

望ましい掲出例



伝統的素材を使用し、店名のみ表示することで、まちなみと調和し、趣きを感じられる魅力的な広告物（第38回金沢都市美文化賞受賞）



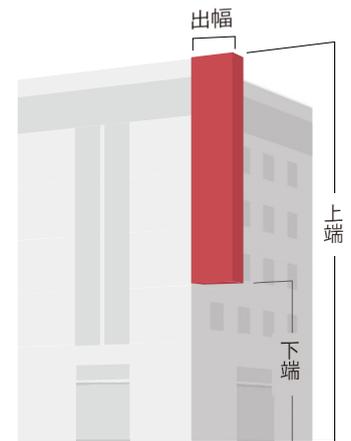
ロゴマークと施設名に白色、背景色に茶色を使用し、景観に配慮しながら視認性の高いデザインの屋上広告物

③ 突出広告物

建築物又は工作物から突出するもの

POINT デザインのポイント 金沢市屋外広告物審査会でよく出る意見より

情報の整理、選別	・施設や店舗の名称・ロゴの掲出を原則とする。 (商品名等を突出広告物に掲出ししない。)
色彩	・彩度が高い色を面的に使用しない(コーポレートカラーの彩度が高い場合、地色として用いずアクセント程度に留めることで、景観に配慮しながら誘目性を高める)。 ・使用する色数を抑える。



数値基準

地域種別	禁止地域		許可地域
	1~3種	4~6種	
地上から上端まで	軒高以下	31m以下	都心軸
地上から下端まで	2.5m以上 (自己の敷地内において広告物の下を通行しない措置が講じられている場合を除く)		
壁面からの出幅	1m以下	1.5m以下	
形態等	建築物1棟につき原則1縦列まで		

望ましい掲出例



コーポレートカラーの赤を、地色でなくアクセント程度に使用することで、企業の存在とともに、良好な通り景観に配慮する姿勢をも示す効果的な事例



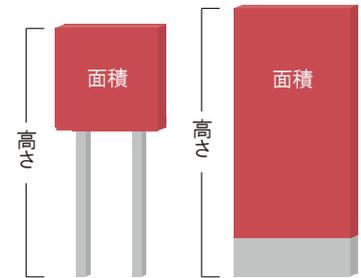
素材に木を用い、やわらかな形状とすることによって、周囲の伝統的なまちなみと調和しつつ、施設の魅力を高めている突出広告物

④ 独立自家広告物

自家広告物であって、建築物等に定着させず独立した形態で表示・設置する広告物

POINT デザインのポイント 金沢市屋外広告物審査会でよく出る意見より

情報の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の情報を重複して掲出せずに集約、取捨する。 ・複数のテナントが、互いに広告効果を減殺しないよう、集合サインに集約する。
余白	<ul style="list-style-type: none"> ・情報を板面の中でのなるべく大きく表示するのではなく、十分な余白を設ける（景観への配慮も可読性も高まる）。
面積、高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・複数設置する場合、高さや意匠を共通化し、整然とさせる。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度が高い色を面的に使用しない。 ・色数を増やさない。キーカラーは効果的に用いる。 ・側面や支柱の色についてもなるべく景観に配慮する。



数値基準

地域種別	禁止地域				許可地域 都心軸
	1種	2・3種	4種	5・6種	
高さ	4m以下	6m以下			
		第1種独立広告物調整地区 8m以下		第2種独立広告物調整地区 10m以下	
面積	1基5㎡、 1面5㎡、 敷地内合計で 5㎡以内	1基10㎡、 1面5㎡、 敷地内合計で 10㎡以内	1基10㎡、 1面5㎡、 敷地内合計で 15㎡以内	1基20㎡、 1面10㎡、 どの道路沿いも合計30㎡以内* 【敷地内合計で判定】	

*「どの道路沿いも合計30㎡」とは? P29
 ・面積の算定方法について..... P33

望ましい掲出例

<p>形状を統一し、素材にガラスを用いることで、品があり、圧迫感のない独立広告物（第26回いわか広告景観賞受賞）</p>	<p>複数のテナント名を1基の独立広告物に集約しており、小さいながら視認性と誘導機能に優れた独立広告物（第30回いわか広告景観賞受賞）</p>

⑤ 可変表示装置

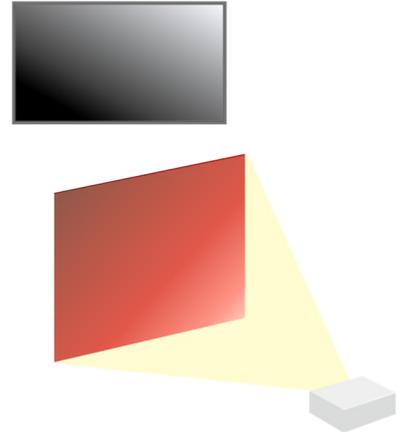
デジタルサイネージ、プロジェクタ等可変表示装置を用いた広告物は、景観、交通安全及び環境への影響が大きいため、壁面や屋上等の基準に上乗せとなる基準を設けています。

動きのあるものや明るいものは人の目に留まりやすいため、**景観、交通安全及び環境を阻害することがないよう、一層の配慮**が求められます。

POINT 審査のポイント 金沢市屋外広告物審査会でよく出る意見より

配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちの賑わい創出に寄与しているか。 ・ 建物との調和がとれているか。 ・ 周辺の環境に十分配慮されているか。 ・ 表示内容は問題ないか。又は問題ある内容が表示されないルールを設けているか。 ・ 交通安全への配慮はされているか。
表示速度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示の変化を緩やかにする。 ・ 点滅や強い光は避ける。
明るさ、色	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輝度や照度が高過ぎないように注意する。 (設置後に調整可能な機種を選定する、昼夜それぞれに応じて輝度を設定する等) ・ 通行者が眩しくないよう配慮する(白色は特に)。 ・ 営業時間後には消灯する。 ・ 彩度が高い色を面的に使用しない。
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置場所に適した内容とする(健全性、公序良俗等)。 ・ 内容は変更の都度審査を行う(内容についてルールを設ける場合を除く)。
音声出力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 音声を出力する場合、周囲の環境に配慮する。
交通安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信号の背面や、車の進入方向に向けて設置しない。

主に映像を表示する装置
(デジタルサイネージや
プロジェクタによる投影を含む)



主に文字を表示する装置



数値基準 (個別基準①～④、⑥に上乗せ)

主に映像を表示する装置					
地域種別	禁止地域			許可地域	
	1～4種	5種	6種	都心軸	
地上から上端まで	× 禁止	4m以下			⊕ 建物側面は 不可
合計面積		どの壁面の方向も 5㎡以内【敷地内合計で判定】			
その他		× 屋上禁止			

主に文字を表示する装置					
地域種別	禁止地域			許可地域	
	1～4種	5種	6種	都心軸	
地上から上端まで	× 禁止	8m以下			

※第三者広告を表示する場合、⑥野立て広告物の個別基準が上乗せになります。

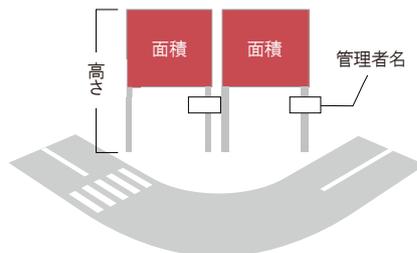
⑥ 野立て広告物（第三者広告物）

自己の土地や建物以外の場所に表示・設置し、目標の施設等への案内誘導を図る広告物

野立て広告物の役割は**目標の施設等へと案内誘導すること**です。走行車両からも視認できるように、読みやすくすっきりしたデザインとすることで、情報が伝わりやすくなるほか、道路沿いに設置されることが多いため、通り景観や周囲のまちなみに配慮したデザインとしてください。

POINT デザインのポイント 金沢市屋外広告物審査会でよく出る意見より

意匠	・案内誘導効果を高めるため、野立て広告物が誘導する先と、書体や色彩等に統一性を持たせる。
情報の整理と集約	・情報に優先順位を付け、取捨選択する（名称とロゴマーク、電話番号、誘導情報の3点程度）とともに、表示順序やメリハリに注意する。
視認性、可読性	・走行中の車から視認できる文字の大きさと余白とする。 ・誘導情報とそれ以外で地色を差別化（一方を白に）し、視認性を高める。
面積、高さ、数	・敷地内や周辺にあるその他の広告物と高さ、形状を揃える。 ・周辺の自家広告物より大きくしない。
色彩	・彩度が高い色を地色に使用しない。 （彩度10を超えると高彩度と判断します。） ・写真を含め、使用する色の数をできるだけ抑える。 ・支柱の色についても周囲の景観に配慮する。



数値基準

地域種別	禁止地域		許可地域	
	1～4・6種	5種	都心軸	
高さ	×禁止 (案内誘導を除く P34)	4m以下	不可	
面積		1基10㎡、1面5㎡、 どの道路沿いも合計15㎡以内【敷地内合計で判定】		
件数、距離等		一施設あたり4件まで*1、 誘導距離3km以内*2 高さ、大きさ、色彩等を共通化		
独立広告物調整地区		高さ：6m以下、面積：1基20㎡、1面10㎡、 どの道路沿いも合計20㎡以内【敷地内合計で判定】		

*1*2 「一施設あたりの件数」「誘導距離」とは？ P30

望ましい掲出例

		<ul style="list-style-type: none"> ・情報を厳選し、優先順位をつけて配置することで、可読性を高める。 ・誘導部分とそれ以外で地色を分けることで、視認性を高める。 ・彩度や色数を抑えることで、景観に配慮する。
--	--	---

⑦ 特定屋内広告物 条例第2条の2、第30条の2

まちなか区域は、藩政期の都市構造（坂道、城下町特有の街路網、惣構跡、用水等）が今なお良好に残り、高さ、大きさ、色彩等において過度に広告物が表示された場合の景観や交通安全への支障が特に大きいため、特定屋内広告物について、屋外広告物と共通の基準によって、一体的な景観誘導を行っています。

定義	対象エリア
① 窓等に直接貼付又は描くもの	市内全域
② 窓等から2m以内のもの	特定屋内広告物届出地区 (まちなか区域)
③ 専ら広告が目的のもの	



まちなか区域……金沢市景観計画に定める文化的景観区域「旧城下町区域」

数値基準

市内全域	
一開口部*1あたりの表示割合	1階以下：5割以内、2階以上：3割以内
高さ、大きさ、色彩等	高さ、大きさ、色彩等について共通化

※窓には本来、換気、採光、排煙等の機能があり、消防法、建築基準法等法令に違反する広告物は表示できません。その上で、窓を広告物で塞ぐことは圧迫感や閉塞感を与えるため、一開口部あたりの表示割合を定めています。

*1 「一開口部」とは..... P29

特定屋内広告物届出地区（まちなか区域）						
地域種別	禁止地域				許可地域	
	1・2種	3種	4種	6種	都心軸	
共通	本表における面積基準は、屋外広告物と特定屋内広告物の合計を指す					
壁面広告物	高さ (ビル名称等*2除く)	6m以下			12m以下	
	合計面積	P13 参照		10㎡以内 【敷地内合計で判定】	どの壁面の方向も、建築物の見付面積の1割（商業地域2割）以内 又は 10㎡以内（いずれか大きい方） 【利用する建築物ごとに判定】	
屋上広告物 ※第三者 広告不可	高さ	設置不可	地上から上端まで20m (商業地域40m)以下 かつ3m以下		地上から上端まで40m以下 4m以下かつ建築物の1/2以下	
映像表示 ※屋上不可	高さ	設置不可				4m以下
	面積					どの壁面の方向も5㎡以内 【敷地内合計で判定】

※金沢市屋外広告物審査会において、本市の美しい景観に特に配慮されたものであると認められた場合、基準が緩和されます。

*2 「ビル名称等」とは..... P28

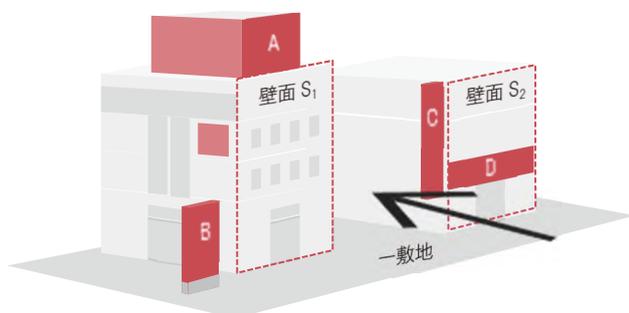
CHECK 3 敷地内の合計基準 条例第 18 条、第 30 条の 2

地域種別	禁止地域					許可地域
	1 種	2・3 種	4 種	5 種	6 種	
対象	自家広告物					すべての広告物
一敷地*1 の 広告物の 合計面積	5 m ² 以内	10 m ² 以内	どの壁面の方向も、 見付面積の3割又は 15m ² (いずれか大きい方) 以内*2	どの壁面の方向も、 見付面積の3割又は 20m ² (いずれか大きい方) 以内*2 かつ 展望可能部分で 15m ² 以内*3	どの壁面の方向も、 見付面積の3割又は 20m ² (いずれか大きい方) 以内*2	どの壁面の方向も、 見付面積の3割 (商業地域4割)又は 20m ² (いずれか大きい方) 以内*2
			建物が存在しない場合			
			15 m ² 以内	20 m ² 以内かつ 展望可能部分で 15 m ² 以内*3	20 m ² 以内	
特定屋内広告物 届出地区	屋外広告物と特定屋内広告物の合計面積について、この表の基準を適用					

※可変表示装置を利用する広告物は、その表示面積を 2 倍して合計面積に算入します。

- *1 「一敷地」とは？ P27
- ・道路等に対して広告物が斜めに面する場合は？ P28

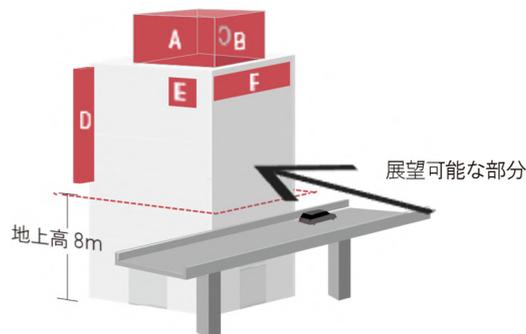
***2 壁面の方向とは**



「壁面 S の方向」の場合、壁面 S と同じ方向を向いている敷地内のすべての広告物が該当します。

例 壁面 S の方向の合計面積 = A + B + C + D
 壁面 S の方向の見付面積 = S₁ + S₂

***3 展望可能部分とは**



展望とは高速道路からの展望を指し、道路の平行面とその両側面の広告物のうち地上 8m より上の表示部分を合計します。

展望可能部分 = A~F の合計

POINT 複数のテナント等が入居するビル等について

合計面積は一敷地ごとに判断するため、複数のテナントが入居するビル等で一部テナントが過大な表示・設置をした場合、他のテナントが表示できなくなったり、整然としない表示になるなど、管理上も景観上も支障となりやすいため、オーナーや管理者には、高さ、大きさ、色彩等表示を統一化するルールを設けるなどの調整をお願いします。特定屋内広告物では、オーナーや管理者、各テナントが統一化ルールに合意することで、審査会による緩和が認められやすくなります。

許可・届出不要の広告物 条例第12条、第30条の4

新たに広告物を掲出する場合、以下の場合は市長の許可や届出が不要です。ただし、**許可等が不要の場合にも、基本要件及び個別基準に適合している必要があります**ので、市までご確認・ご相談をお願いします。

許可等不要 1 敷地内の自家広告物の合計面積が基準以内

自家広告物：自己の土地や建物に自己の名称や商標又はその土地や建物で行う事業の内容を表示・設置する広告物

地域種別	禁止地域		許可地域	
	1種	2～6種		都心軸
要否の判定	一敷地 ^{*1} の自家広告物の合計面積 ^{*2} で判定			
屋外広告物	3㎡以内	5㎡以内	10㎡以内	*
特定屋内広告物 (まちなか区域)	3㎡以内かつ屋外広告物との合計5㎡以内	5㎡以内	10㎡以内	

※当初は基準以内で許可・届出が不要であって、後日広告物の追加により基準を超える場合、追加する広告物だけでなく、当初に設置済のものについても許可・届出が必要になります。

* 都心軸で、屋外広告物が許可不要の基準以内の場合、景観保全型広告整備地区の届出が必要です。

*¹ 「一敷地」とは？ P27

*² 合計面積には、敷地内に別の広告主や施工者が表示・設置・施工する自家広告物を含みます。

許可等不要 2 敷地内の土地又は物件の管理広告物の合計面積が基準以内

土地又は物件の管理広告物^{*3}：土地・物件の管理者が管理上の必要に基づきその土地・物件に表示・設置する広告物

地域種別	禁止地域		許可地域	
	1～6種			都心軸
要否の判定	一敷地 ^{*2} の土地又は物件の管理広告物の合計面積で判定			
屋外広告物	2㎡以内		5㎡以内	
特定屋内広告物 (まちなか区域)	屋外広告物との合計2㎡以内		屋外広告物との合計5㎡以内	

*³ 「土地又は物件の管理広告物」とは？ P27

許可等不要 3 法令等に基づき表示・設置する場合

道路交通法、道路法、建設業法、建築基準法、駐車場法等、他の法令等に基づき表示・設置するものや公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立て札等

許可等不要 4 その他の許可・届出不要の場合 P23

3 金沢市屋外広告物審査会



本市独自の仕組み

「金沢市屋外広告物審査会」は、条例に基づく本市独自の仕組みです。“数値ありきでは優れたデザインは生まれない”、“デザイン性が高い広告物は景観に調和する”との考えから平成4年に誕生した組織で、サインやデザインの学識者と広告業団体代表者から構成され、設置予定の広告物を**全件審査**するため、**毎週開催**しています。

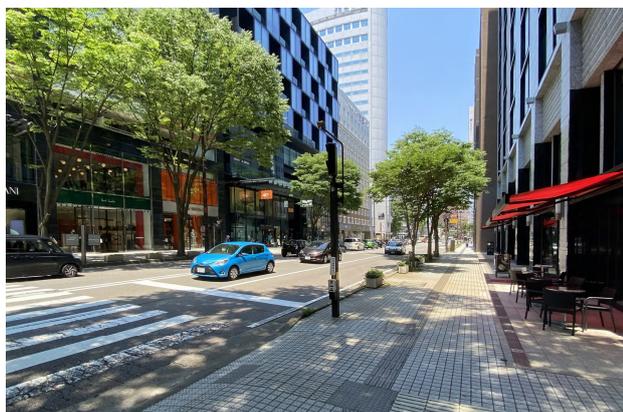
優れた広告物は広告主と地域の良好な関係を築く

一つひとつの広告物が良質であるほど良好な広告景観を形成する一方、たった一つの広告物が良好な景観を阻害することもあります。「広告の効果」と「景観の調和」はトレードオフでしょうか。広告物のゴールが“いかに他より目立つか”なら、景観とは相容れないよう思えます。しかし広告物の真のゴールが“いかに広告主と地域との良好な関係を築くか”であれば、優れた広告物とは、広告主のパブリックイメージをも高め、地域の魅力をも高めるものです。

デザインの推奨と蓄積

広告物は、**好むと好まざるとに関わらず目に飛び込んで行きます**。審査会では、広告物が基本要件に合致しているか、特に景観への配慮がなされているかについて、**広告物単独**だけでなく、建物やその他の広告物との関係、さらに**その地域や場所においてどう見えるか**まで、様々な観点で審議を行います。また、**伝えるべき情報をいかに伝えるか**という、広告効果が高まる助言も行う場合があります。これは、広告効果が高まれば、必要のない数量や情報の見直しに繋がり、景観の向上にも寄与するためです。

審査会では、元のデザインの目的やコンセプトを尊重し、小さな見直しで大きな効果が得られるよう、具体的な指摘、意見、提案、助言等を行いますので、本書にそのポイントをお示しします。

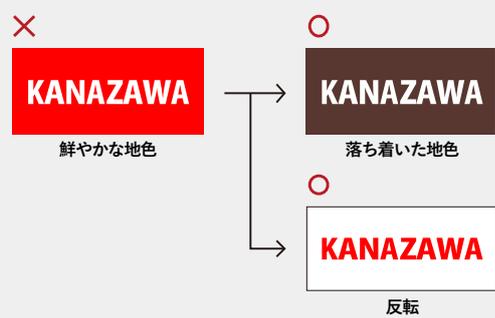


ガラスカーテンウォールを活かした都会的なサイン



夜の見え方に配慮した、洗練されたサイン

色彩

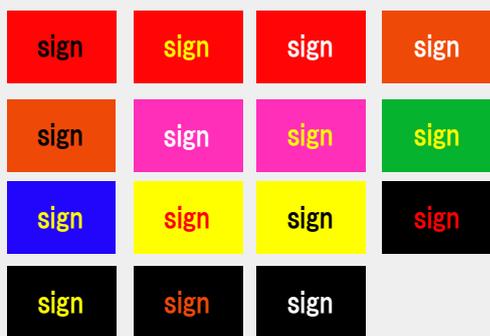


赤系・黄系の色や、彩度の高い色について

赤や黄は誘目性が高く、信号機の止まれや危険を知らせるサイン等に欠かせません。広告物に使用すれば人の目を引ける反面、景観や安全への影響も大きいいため、最小限の使用をお願いします。具体的には、地色に用いない、アクセント色として限定的な使用に留めるなどです。近年、コーポレートカラーが赤でも、広告物の地色は白や彩度を下げて落ち着いた赤にするなどの景観配慮モデルを構築し、地域に寄り添う企業が、地域に受け入れられる例が多く見られます。

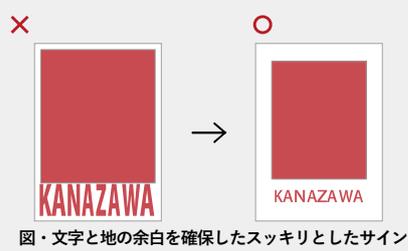
広告物に使用できない色彩の組み合わせ

左のような色彩の組み合わせは、大きさや許可の要否に関わらず特に注意が必要です。



文字を読みやすくするためには、文字と地色に適切な明度差を設けることが有効であり、彩度（鮮やかさ）を高くする必要はありません。彩度について、本市では一律の数値基準を設けず、審査会において個別に審査しますが、基本的には彩度 10 を超える場合、彩度が高い（けばけばしい）と判断しています。

余白



文字や図を見てほしいとき、板面一杯になるべく大きく表示すれば良いかといえば、むしろ逆に、文字や図の周囲に十分な余白を設けることで、背後に見えるものとの緩衝が図られ、見る人が視認しやすく、判読しやすくなります。加えて、周囲の景観とも調和しやすくなります。字間や行間、要素と要素の間隔についても、最適な余白を考えることで、視認性を高めるのに有効です。



「情報の整理と序列化」もご確認ください。

スケールや設置位置

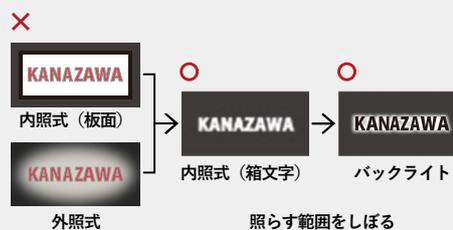
面積や高さが数値基準内でも、周辺環境や建物規模と比べ、大き過ぎないか、高過ぎないか審査します。過大であれば、圧迫感、威圧感を与えることにもなり、狭い道路で通行者が視認しにくいことがあります。また高さは、低層にあれば通行者が見やすく、通りの賑わいにも資する一方、高層は通行者から見えづらく、景観への影響の度合いや範囲が大きくなります。



建物規模に応じた大きさのサイン

夜間の見え方

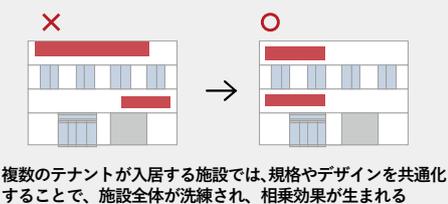
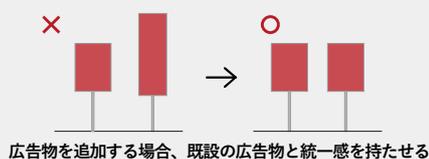
効果的な照明は、夜間景観に賑わいや彩りを与えます。内照式の箱文字やバックライトを採用することで、板面全体を照らすより明るくなり過ぎず、景観、安全及び住環境に寄り添うことができます。また伝統的なまちなみには暖かみのある電球色の照明とするなど、色温度にも留意してください。可変表示は特に注意が必要です。



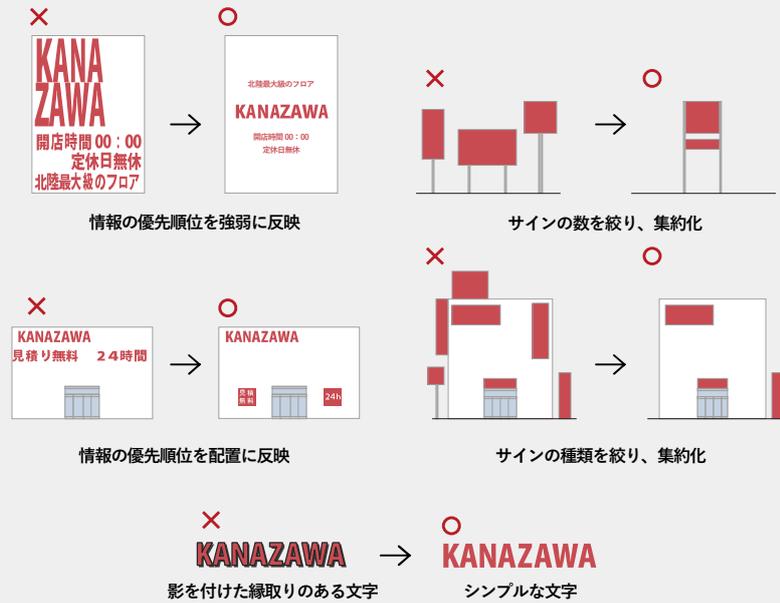
統一性

屋外の公衆から、広告物は単独で目に入るのではなく、建物や他の広告物、その他の情報と一緒に目に映るため、規格やデザインに統一性を持たせることで、見やすく、整然と洗練した印象を与えることができます。同じ施設のテナント同士も、規格やデザインに共通性を持たせることで、施設全体が整然とし、個々の広告物にとっての相乗効果となります。

また、案内誘導広告は、誘導先施設と共通の書体、色彩等、一貫性を持たせることで、到達したとき、ここだとわかりやすくなります。



情報の整理と序列化



広告物を見る人は、歩行中または車で走行中、瞬時に情報を読み取るという制約があります。広告物は、文字数や情報量が少ないほど伝わりやすく、景観への配慮も図られるため、情報に優先順位を付し、不要な情報は縮減するか、強弱や配置を工夫してください。1基に集約することは、視線を集中させる大変有効な方法です。文字の装飾も含め、極力シンプルにすることが、広告物には求められます。

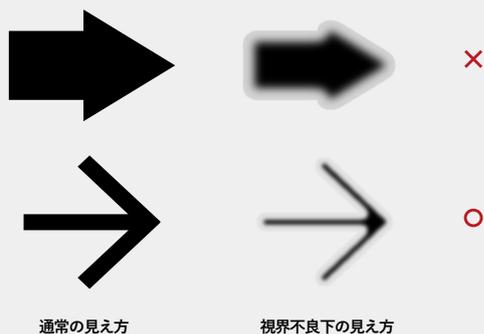
イラストや写真の使用



写真やイラストは、色数や情報量が増えることに注意します。特に顔写真やキャラクターは、アイキャッチとして誘目性を高める反面、目立ちやすく、周囲の景観に馴染みにくい場合があることから、場所性に応じ、適切な大きさ、割合、色彩等や、使用を控えていただくこともお願いします。

例 風格ある通り景観を形成するため、景観保全型広告整備地区に指定した都心軸沿線では、屋上や壁面に写真やイラストは使用できません。

視認性の高い矢印

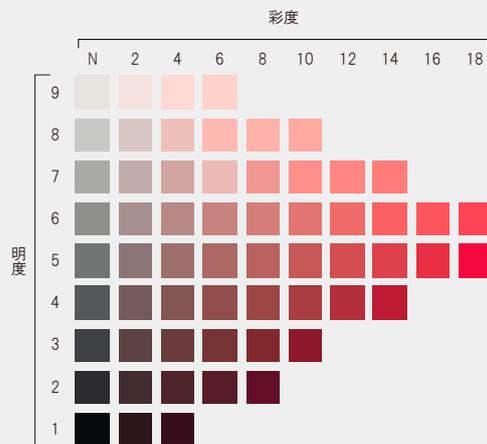
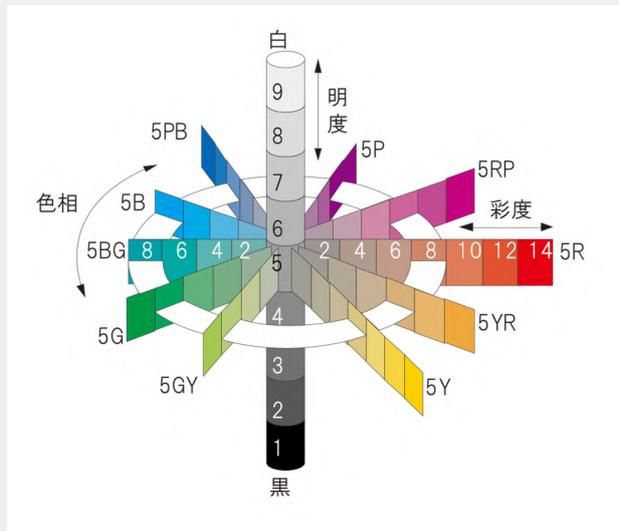


誘導に欠かせない「矢印」も形状で視認性が変わります。たそがれ時や悪天候時、遠くにある場合など視界が良好でない場合、上と比べ、下の矢印の方が、矢印であること、そして指し示す方向が視認できることがわかります。太い矢印、赤い矢印よりも、矢印本来の誘導機能を発揮させるための近道です。

(「金沢市公的サインマニュアル」に採用しています。)

参考

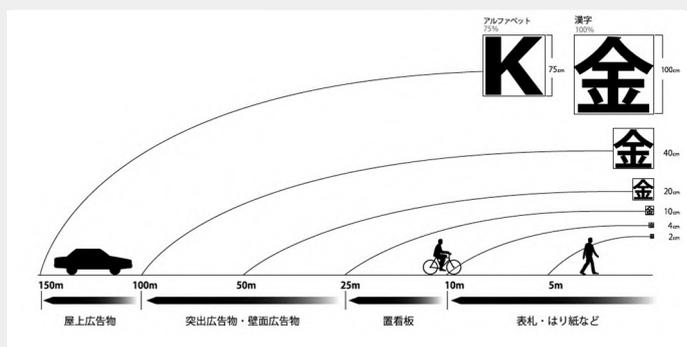
色彩の基礎知識



マンセル表色系・等色相カラーチャート（色相：5R）

広告物の色彩を客観的かつ正確に把握するため、JIS規格に採用されている「マンセル値」で判断しています。「マンセル値」は、一つの色彩を「色相」・「明度」・「彩度」の3つの尺度の組み合わせによって表し、特に彩度が高くなるほど鮮やかな色彩となるため、注意が必要です。

文字の可読距離



広告物は様々な条件で設置されますが、見る人から広告物までの距離や書体によって、視認できる適切な文字サイズがあります。

（図形大きさ設定の目安『ひと目でわかるシンボルサイン（標準案内用図記号ガイドブック）発行：交通モビリティ財団』）

審査会による基準の緩和

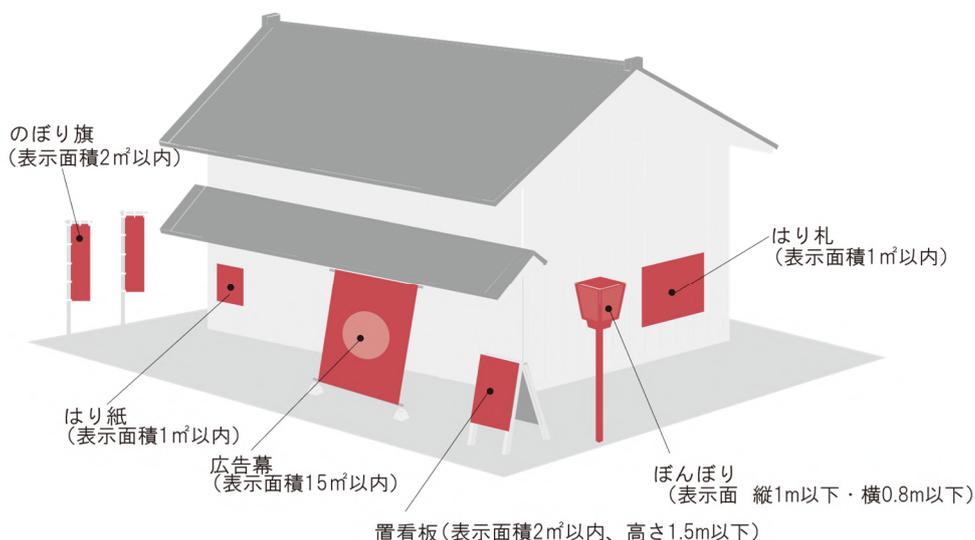
審査会において、良好な景観や風致を害するおそれがなく、本市の個性ある美しい景観の形成に特に配慮された広告物であると認められた場合、屋外広告物は高さや面積について1.5倍の数値まで、特定屋内広告物は必要な範囲まで、緩和が認められる場合があります（自家広告物に限ります）。

複数のテナントが入居するビル等の場合、高さ、大きさ、色彩等表示を統一化するルールを設け、オーナーや管理者、各テナントが統一化ルールに合意することで、緩和が認められやすくなります。

4 その他

簡易広告物の基準

置き看板など、簡易的な広告物にも個別基準がありますが、掲出が容易なため、節度とマナーある掲出をお願いします。街路樹、信号機など、広告物の掲出を禁止する物件（禁止物件）には表示・設置できません。



立看板	大きさ	高さ 2m以下、幅 1m以下
バス車体利用 ※ラッピング除く	大きさ	縦幅：0.6m以下、横幅 1.2m以下
	設置位置	1 車体につき 6 個以内
電車車体利用	大きさ	縦幅：1m以下、横幅：車体の長さの 1/3 以下、出幅：0.05m以下
電柱利用（巻き付け）	設置位置	下端：地上から 1m以上、上端 2.8m以下
	設置形態	全面巻き付け又は両側 2 面
	色 彩	広告面の図案色彩は、3 色以内
	設置個数	電柱 1 本につき 1 個
	その他	直接塗り書きは禁止
電柱利用（突き出し）	大きさ	幅：0.45m以下、高さ 0.9m以下、出幅：0.6m以下 広告面は、車両進行方向の反対か歩道に向ける 道路以外の場所では、下端：地上から 2.5m以上
	色 彩	広告面の図案色彩は 3 色以内
	設置個数	電柱 1 本につき 1 個
	表示面積	標識面積の 3 分の 1 以内
バス停標識利用	設置位置	車両進行方向から展望できない面
	その他	表示面は、2 面以内
	消火栓標識利用	大きさ
街灯柱利用	設置位置	道路以外の場所では、下端：地上から 2.5m以上
	大きさ	短辺：0.45m、長辺：0.9mの長方形に収める
	色彩	ガラス、合成樹脂等の表面は乳白色
	設置個数	街灯柱 1 本につき 1 個
	その他	直接塗り書きは禁止
アドバルーン	設置等	風圧に耐えるように網でしっかりと係留する

* のぼり旗の掲出基準について P37

許可申請や届出に必要となる書類 条例第7条・第9条・第30条の3

屋外広告物許可申請書（広告物活用地区の場合は確認申請書）及び特定屋内広告物表示届出書の添付書類

必要書類	屋外広告物許可申請書		特定屋内広告物 表示届出書 (まちなか区域)
	新規	継続	
① 現況カラー写真（近景・遠景、2 か月以内のもの）	○	○	○
② 付近の見取り図	○		○
③ 敷地配置図	○		○
④ 広告物の意匠図、構造図、照明設備図	○		○
⑤ 平面図（ガラス面等と広告物の位置関係や距離を示す図面）			○
▼壁面・屋上・突出広告物の場合			
⑥ 広告物との位置関係を示す図面	○		○
⑦ 建築物の立面図（高さ、壁面積を示す図面）	○		○
⑧ 屋外広告物等安全証明書（施工者が記載）	○（設置済分は⑨）		
⑨ 自己安全点検報告書		○	
▼屋上・突出広告物の場合			
⑩ 管理者が一定の資格を有することの証明の写し	○	○	
▼高さ4 m超の工作物に該当する場合			
⑪ 設置当時の工作物確認済証の写し等	○		
▼道路占用許可が必要な突出広告物等の場合			
⑫ 道路占用許可証の写し	○	○	

※①～⑦は事前協議段階から必要です。事前協議から変更がなければ、許可申請や届出には省略できます。

※当初は基準以内で許可・届出が不要であって、後日広告物の追加により基準を超えることにより許可・届出を行う場合、当初に設置済のものについては、⑧は不要ですが、⑨をご提出ください。

屋外広告物の許可等にかかる手数料及び期間 条例第16条・第30条

屋外広告物の許可申請（広告物活用地区の場合は確認申請）後、手数料の金額を通知します。

屋外広告物等の区分		単位	手数料	許可期間
広告板、広告塔、野立て広告	発光・照明あり	3 m ² につき	1,860 円	3 年以内
	発光・照明なし	3 m ² につき	1,240 円	
はり紙		100 枚につき	400 円	1 月以内
はり札等		1 枚につき	50 円	1 月以内
立看板等		1 個につき	250 円	1 月以内
置看板		1 個につき	620 円	1 年以内
広告幕		10 m ² につき	370 円	2 月以内
のぼり旗		1 個につき	100 円	2 月以内
電柱又は街灯柱を利用する屋外広告物		1 件につき	370 円	1 年以内
標識を利用する屋外広告物		1 件につき	370 円	1 年以内
アドバルーン		10 m ² につき	370 円	2 月以内
ぼんぼり		1 個につき	100 円	2 月以内
電車又は自動車の外面を利用する屋外広告物		1 個につき	370 円	1 年以内
路線バスへのラッピング広告		1 台につき	10,000 円	1 年以内
その他の屋外広告物等		1 個につき	370 円	1 年以内

・なぜ許可手数料が必要ですか？ P 25

屋外広告業の登録 条例第 31 条

屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を請け負う営業をいい、金沢市で屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければなりません。元請け、下請け問わず、登録を受ける必要があります。

1. **登録手数料** 1 万円（新規、更新）
2. **登録期間** 5 年間
3. **その他** 営業所ごとに業務主任者を置く必要があります。
(業務主任者になれるのは屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等の有資格者に限る)

また、違反広告物の設置を繰り返した屋外広告業者には、営業の停止命令や登録の取消しを行います。どのような理由があっても違反広告物の表示・設置を請け負ってはけません。

URL <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/keikanseisakuka/gyomuannai/okugai/okugaigyo/index.html>

金沢市 屋外広告業

検索

違反広告物の広告主、施工者、管理者への措置、罰則 条例第 23～25 条

違反広告物の表示・設置は、景観や安全の支障となるほか、制度の形骸化をもたらし、不公平感を助長するため、違反に関与した者（広告主、管理者、施工者）に対し、厳格な対応（指導・処分）を行います。また違反の程度に応じ、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科される場合があります。

1. **指導・勧告** 違反広告物の設置者に対し、必要な措置を講ずるよう指導・勧告を行います。
2. **氏名公表** 勧告を受けた者が、勧告に従わないときは氏名や違反内容を公表することがあります。
3. **措置命令** 勧告に従わない者に対し、除却等を行うよう是正命令を行います。
4. **行政代執行** 措置命令に従わない場合、市が必要な措置を行い、その費用を違反者から強制徴収することができます。
5. **その他** 違反に関与した者に対し、立入検査や資料の提出を求めることができます。

許可・届出不要の場合 条例第 12 条

許可や届出が不要であるものは、P14 のほか下表の○印です。ただし、許可や届出が不要の場合も、基本要件及び個別基準（P6～12）には適合しなければならないため、市までご確認・ご相談をお願いします。

種類	要件	禁止地域	許可地域	禁止物件
法令等の規定によるもの	法令等の規定によること P14	○	○	○
自家広告物	敷地内の自家広告物の合計面積が基準以内であること P14	地域ごと	10 m ² 以内	-
土地・物件の管理広告物	敷地内の土地又は物件の管理広告物の合計が基準以内であること P14	2 m ² 以内	5 m ² 以内	-
工事現場の板囲いへ表示する屋外広告物	工事期間中に限り表示する、宣伝の用に供さないもの（例：頭上注意、通行注意、等）	○	○	-
冠婚葬祭等一時的に表示する広告物	必要最小限の期間のみ表示するものであって、宣伝の用に供さないもの	○	○	-
講演会等の会場の敷地内に表示する広告物	講演会等の当日を含む 2 日間のみ表示するものであって、講演等の内容以外の宣伝の用に供さないもの	○	○	-
電車・自動車の外面表示広告物	自家広告物（自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの）又は、合計 5 m ² 以内（電車及び路線バスを除く）	○	○	-
他の地方公共団体の規定による自動車の外面表示広告物	他の地方公共団体の規定による許可書の写し等を車内に掲示すること	○	○	-
煙突、ガスタンク類への自家広告物	面積の合計が基準以内であること	5 m ² 以内	10 m ² 以内	○
煙突、ガスタンク類への広告物	宣伝の用に供さないものであって管理上必要な表示であること	-	-	○
地方公共団体が公共掲示板に表示する広告物	広告物等に地方公共団体の名称、表示・設置の期間を明記すること	○	○	-
公共広告物	国、地方公共団体、市長が指定する公共の団体（町会、商店街等）が公共的目的をもって表示・設置するもの（競馬及び宝くじに関するものを除く）	○	○	○ *2
寄贈広告物	表示の大きさは、施設又は物件の表示正面の大きさの 20 分の 1 以内かつ 0.5 m ² 以内とし、表示は原則として 1 個限り	○	○	○
臨時的広告物	表示・設置期間が 7 日以内で、責任者の氏名、住所及び表示・設置の期間を明記したもの（次に掲げるものは除く） ・水火災警報及び緊急避難並びに道先案内告知の広告物等 ・日刊新聞社の速報板に表示する新聞ニュースの類 ・その他緊急又は公益上やむを得ない広告物等	必要	○	-
歴史的伝統的意匠屋外広告物	歴史的又は伝統的な意匠を有し、かつ、素材、規模、及び形態が良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認められ、指定を受けたもの	○	○	○

*1 禁止物件：橋りょう、トンネル、石垣、擁壁、街路樹及び保存樹、信号機、道路標識、消火栓、郵便ポスト、送電塔、照明塔、煙突及びガスタンク、銅像、土塀（長町の一部地域内）、電柱など

*2 禁止物件のうち、橋りょう、石垣、街路樹、信号機等

付録 FAQ よくある質問

1) 基本的な考え方

- Q1. なぜ許可や届出が必要ですか？ 25
- Q2. なぜ許可手数料が必要ですか？ 25
- Q3. 許可や届出が不要の場合、市への事前協議も不要ですか？ 25

2) 審査会による個別審査

- Q4. 審査会（金沢市屋外広告物審査会）はいつ開催されますか？ 25
- Q5. 事前協議や審査会に必要な書類は、メールでの提出もできますか？ 25
- Q6. 審査会の意見としてデザインや色彩等について指摘を受けましたが、法的根拠は？ 25

3) 用語について

- Q7. どのようなものが広告物に該当しますか？ 26
- Q8. 「禁止地域」、「許可地域」とは？「広告物活用地区」とは？ 26
- Q9. 「自家広告物」とは？ 自己の土地や建物に掲出するものは該当しますか？ 26
- Q10. 「土地又は物件の管理広告物」とは？ 27
- Q11. 敷地内の合計基準の「一敷地」はどのように判断しますか？ 27
- Q12. 一敷地が複数の地域種別に該当する場合は？ 27
- Q13. 壁面広告物の高さ基準の「ビル名称等」とは？ 28
- Q14. パラペットに表示・設置する広告物は壁面広告物に該当しますか？ 28
- Q15. 道路に対して広告物が斜めに面する場合、どちらの「壁面の方向」に算入しますか？ 28
- Q16. 屋上広告物と壁面広告物、どちらに該当しますか？ 29
- Q17. 独立自家広告物の「どの道路沿いも合計 30 m²以内」とは？ 29
- Q18. 特定屋内広告物の「1つの開口部等における割合」とは？ 29
- Q19. 野立て広告物の個別基準の「一施設あたり件数」、「誘導距離」とは？ 30

4) 表示面積の算定方法

- Q20. 壁面広告物の表示面積の算定方法は？ 31
- Q21. 特定屋内広告物の表示面積の算定方法は？ 32
- Q22. 独立自家広告物や野立て広告物の表示面積の算定方法は？ 33

5) その他

- Q23. 禁止地域でも案内誘導広告を表示・設置することはできますか？ 34
- Q24. 現行の基準に適合していない広告物を是正するよう指導を受けました。 35
- Q25. 現行基準に適合していない掲出物件（架台部分）の再利用はできますか？ 36
- Q26. ラッピングバスにも基準がありますか？ 36
- Q27. のぼり旗にも掲出基準はありますか？ 37

1) 基本的な考え方

Q1. なぜ許可や届出が必要ですか？

良好な景観を形成し、風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するためです。

良好な景観形成とは、広告物は景観を阻害するとして排除する意図ではなく、日常生活や経済活動に欠かせないもの、賑わいに資するもの、ときに地域の個性を担うものとして評価しながら、本市の良好な景観の一部となるよう、秩序ある表示・設置の仕組みを整えることを意図しています。

公衆に対する危害とは、落下、倒壊による直接的危害に加え、見通しの不良や、信号機、道路標識の妨害等によって生ずる間接的的危害を含みます。

Q2. なぜ許可手数料が必要ですか？

屋外広告物の表示・設置の許可は、特定の方（広告主など）を対象とする手続きです。そのため、事務経費相当分を公費（市民の皆様からの税金）で支出する方法以外に、条例に基づき広告主から手数料として負担していただく方法が認められています。

Q3. 許可や届出が不要の場合、市への事前協議も不要ですか？

許可や届出が不要の場合でも、基本要件及び個別基準には適合している必要があるため、事前協議をお願いします。また、当初は許可等が不要な規模でも、将来、追加等によって許可等が必要な規模になることもあり、当初から事前協議をいただくのが望ましいです。

2) 審査会による個別審査

Q4. 審査会（金沢市屋外広告物審査会）はいつ開催されますか？

機動的な対応を期すため、審査会は原則毎週開催しています。

木曜までに協議資料を提出いただいた案件について、翌週月曜の審査会に諮り、回答を差し上げます。

Q5. 事前協議や審査会に必要な書類は、メールでの提出もできますか？

はい、メールでのご提出（PDF形式）も受け付けています。 mail : keikan@city.kanazawa.lg.jp

Q6. 審査会の意見としてデザインや色彩等について指摘を受けましたが、法的根拠は？

法的根拠は屋外広告物法及び地方自治法です。屋外広告物法第5条にはデザイン（意匠）や色彩について直接規制できる旨が規定されています。また条例において広告主の責務、基本要件を含む基準への適合義務、市長が許可を行うにあたり審査会から意見を聴取できる旨等を規定しています。

本市では、不当に基本的人権を侵害することがないように、審査会で複数の委員（学識者と屋外広告業団体代表者）から意見を聴取し、客観性、公平性を担保しています。

広告主の責務（条例第3条の2）

広告主は、本市固有の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等とが調和することにより美しい景観が形成されることに鑑み、良好な広告物等の表示又は設置に協力しなければならない。

3) 用語について

Q7. どんなものが広告物に該当しますか？

屋外の公衆に常時又は一定期間継続して表示し、一定のイメージや観念を伝える文字、記号、図案、商標、写真又は映像などをいい、看板、貼り紙、サイネージ、これらに類するものが該当します。

営利か非営利かを問わないため、建物の名称や安全上の注意書きも含まれます。

屋外にある広告物が屋外広告物です。屋外広告物の支柱や骨組み等の掲出も、屋外広告物と同様に景観と安全への注意が不可欠であるため、規制の対象です。

表示の例



Q8. 「禁止地域」、「許可地域」とは？「広告物活用地区」とは？

良好な景観形成には、地域に応じたきめ細かな誘導を行う必要があるため、本市では、6段階の「禁止地域」及び「許可地域」からなる地域種別を設け、都市計画法に基づく用途地域や景観法に基づく金沢市景観計画に即して規定しています。（各地域の考え方は、「金沢市屋外広告物ガイドライン」P06～14も併せてご参照ください。）

許可地域のうち「広告物活用地区」では、景観上及び安全上支障を及ぼすおそれがないものとして市長による「確認」を受けることによって、基準を超える広告物の表示・設置が可能です。

Q9. 「自家広告物」とは？ 自己の土地や建物に掲出するものは該当しますか？

「自家広告物」とは、自己の土地や建物に、自己の名称、商標やそこで行う事業等を表示・設置する広告物をいいます。そのため、自己の土地や建物であっても、その場所以外で行う事業を表示するものは、自家広告物に該当せず、第三者広告物に該当します。

例 不動産オーナーが、自己の不動産に、自社PRなど、当該不動産で行っていない活動を表示するものは自家広告物に該当しません（第三者広告物に該当し、禁止地域：表示・設置禁止、許可地域：市長の許可を受けて表示・設置可）。

Q10. 「土地又は物件の管理広告物」とは？

管理広告物とは、土地又は物件の管理者が、管理上の必要によって管理者名、物件名、連絡先を表示・設置するものをいいます。



○管理広告物に該当

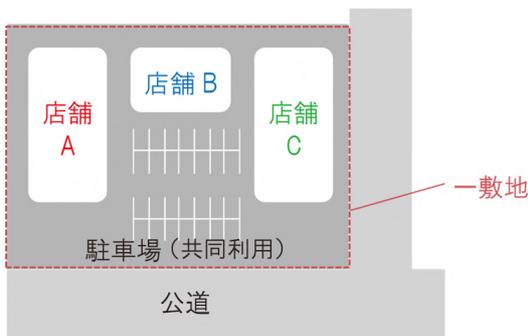


×第三者広告物に該当

例 不動産会社が、管理する不動産に、自社の宣伝など管理上必要としない内容を表示するものは、管理広告物に該当しません(第三者広告物に該当し、禁止地域：表示・設置禁止、許可地域：市長の許可を受けて表示・設置可)。

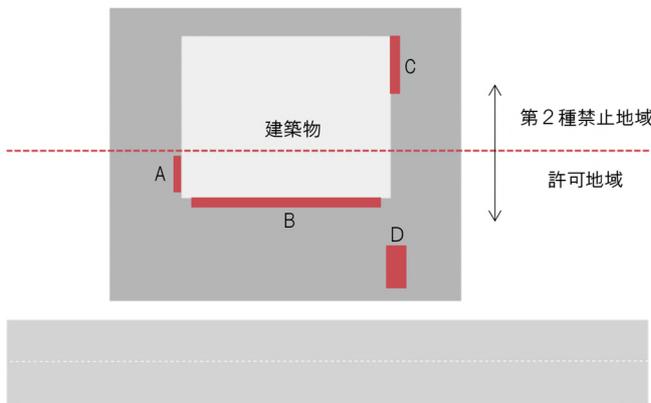
Q11. 敷地内の合計基準の「一敷地」はどのように判断しますか？

「一敷地」とは、公道、塀・フェンス等で物理的に分断されず一体的に利用される一団の敷地をいいます。地番や分筆の有無、住居表示、土地の権利等でなく、利用の実態から総合的に判断します。



例 A・B・Cの3店舗が駐車場を共同利用し、一体的に利用している場合、点線内を「一敷地」と判断し、三者の広告物の合計が、敷地内の合計に該当します。

Q12. 一敷地が複数の地域種別に該当する場合は？



一敷地が複数の地域種別にまたがっている場合、広告物の設置場所の地域種別を適用します。

また施設の種別によって、当該建物及び敷地が禁止地域となる規定が設けられています。

- ・ 葬祭場、官公署、学校など……第3種禁止地域
- ・ 病院、博物館など……………第4種禁止地域

※複数の禁止地域に重複して該当する場合、厳しい方の基準が適用されます。

Q13. 壁面広告物の高さ基準の「ビル名称等」とは？

ビル名称等には、施設の名称、一般的な呼称、通称、屋号等と、それに附帯するロゴマークが該当します。ビル名称等は1つの建物につき1種類のみ認められますので、例えば正面と側面で異なる名称をビル名称等とすることは認められません。

Q14. パラペットに表示・設置する広告物は壁面広告物に該当しますか？



はい、壁面広告物として取り扱います。

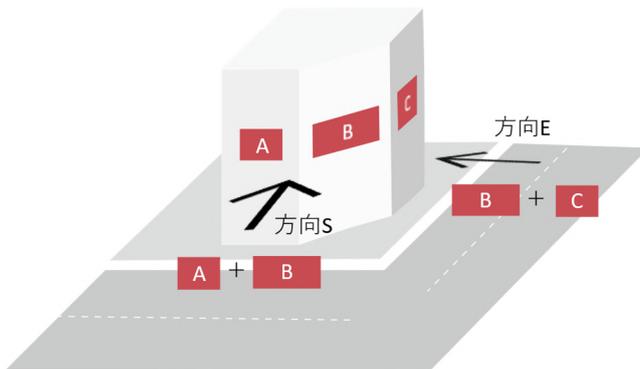
ただし、審査会において、当該パラペットが「広告物の掲出を主たる目的とした建築部分である」と指摘された場合、パラペット全体の面積を壁面広告物の表示面積に算定します。

[審査ポイント]

広告物の掲出を主たる目的とする建築部分であるか。

Q15. 道路に対して広告物が斜めに面する場合、どちらの「壁面の方向」に算入しますか？

広告物が斜めに面しており、正面及び側面のいずれからも見える場合、正面と側面の両方の見え方に影響しますので、どちらの方向の合計にも算入します。



例 道路に対して斜めに面している B は、方向 S、方向 E、どちらの合計にも算入して判断します。

方向 S の合計 = A + B

方向 E の合計 = B + C

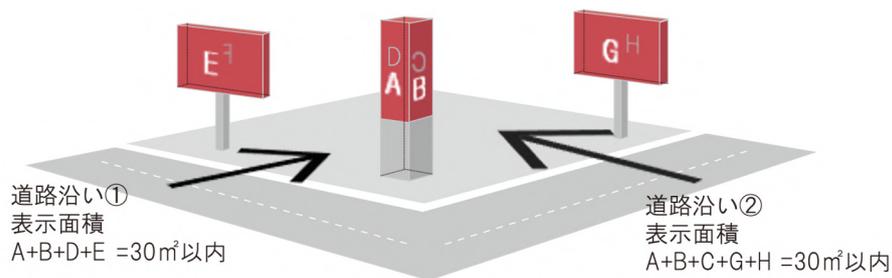
Q16. 屋上広告物と壁面広告物、どちらに該当しますか？



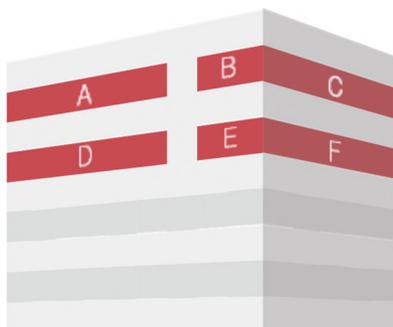
建築物の壁面に表示・設置する広告物であっても、条例の規定に基づき、下記に該当するものは「屋上広告物」に該当します。

建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔その他これに類するものの壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上、建築物の屋上の工作物に表示・設置するもの

Q17. 独立自家広告物の「どの道路沿いも合計 30 m²以内」とは？



Q18. 特定屋内広告物の「1つの開口部等における割合」とは？



壁面で囲まれた部分を1つの開口部等とします。

※A~F それぞれが表示割合の基準に適合する必要があります。

Q19. 野立て広告物の個別基準の「一施設あたり件数」、「誘導距離」とは？

野立て広告物は、案内誘導を主たる目的とすることが前提であり、その上で次の①②を満たす必要があります。

① 1施設あたり4件以内

1基の野立て広告物に複数の施設を案内表示する場合、それぞれ1件としてカウントします。



〇〇店で1件

△△店で1件

② 誘導距離 3km 以内



案内誘導の目標施設が、設置場所から直線距離で 3km 以内になければいけません。

次の広告主を募集する間 [特例]



許可を受けていた野立て広告物について、契約終了等により次の広告主を募集する内容を表示しようとするときは、改めて市長の許可を受ける必要があります。

(審査会が認めた場合に限り許可されます。)

4) 表示面積の算定方法

Q20. 壁面広告物の表示面積の算定方法は？

① 壁面に直接、文字やマークを表示・設置する場合



横幅・縦幅の最大値で算定します。

$$\text{表示面積} = a \times b$$

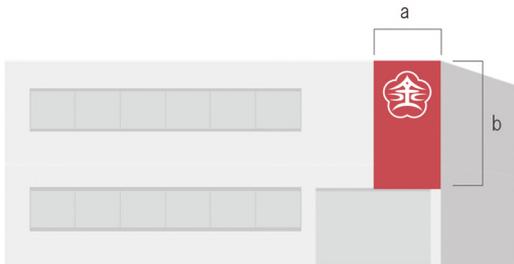
字と字の間隔が1字以上離れている場合 [特例]



各文字の横幅・縦幅の最大値で算定します。

$$\text{表示面積} = a \times b \times \text{文字数}$$

② 壁面と異なる素材や色彩を用いて広告物の周囲を際立たせる場合（ファサードサイン等）



異なる素材や色彩を用いる部分の
横幅・縦幅の最大値で算定します。

$$\text{表示面積} = a \times b$$



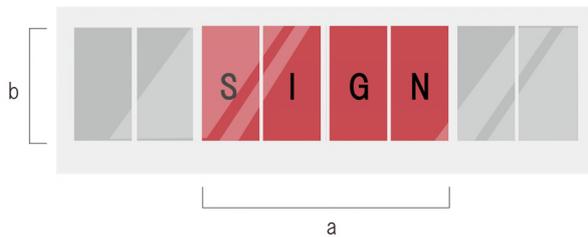
ただし、異なる素材や色彩の使い方に関し、審査会
において、景観に支障がない又は地色の彩度を下げ
るなど景観への配慮が図られている、と認められた
場合等にあつては、広告物を表示する部材の面積の
みを表示面積とする場合があります。

注意 金沢市景観計画で、壁面の色彩に使用できない範囲（禁止色）と表示可能面積が定められています。

禁止色 (マンセル値 JISZ8721による)	① R (赤)、YR (黄赤) 系の色相で、彩度が6を超えるもの
	② Y (黄) 系の色相で、彩度が4を超えるもの
	③ ①②以外の色相で、彩度が2を超えるもの
	④ 蛍光色
アクセント色を使用する場合、当該部位、面積や行為予定の当該地における区域において、景観上支障がないと判断される場合（遠景からの景観配慮も含む）、各1方向の見付面積の2割までの範囲を上限とします。	

Q21. 特定屋内広告物の表示面積の算定方法は？

全面を特定屋内広告物として利用する目的で表示する場合



横幅・縦幅の最大値で算定します。

$$\text{表示面積} = a \times b$$

室内のカーテンや目隠しのため設置したシートを利用して広告物を表示する場合 [特例]

ロールスクリーン、ブラインドカーテン、目隠しシート等に文字等を表示する場合、原則として、スクリーン、カーテン、シート等全体を表示面積として算定します。ただし、地色が白又は目立たない色で、審査会において認められた場合には、表示部分のみの横幅・縦幅で表示面積を算定する場合があります。



横幅・縦幅の最大値で算定します。

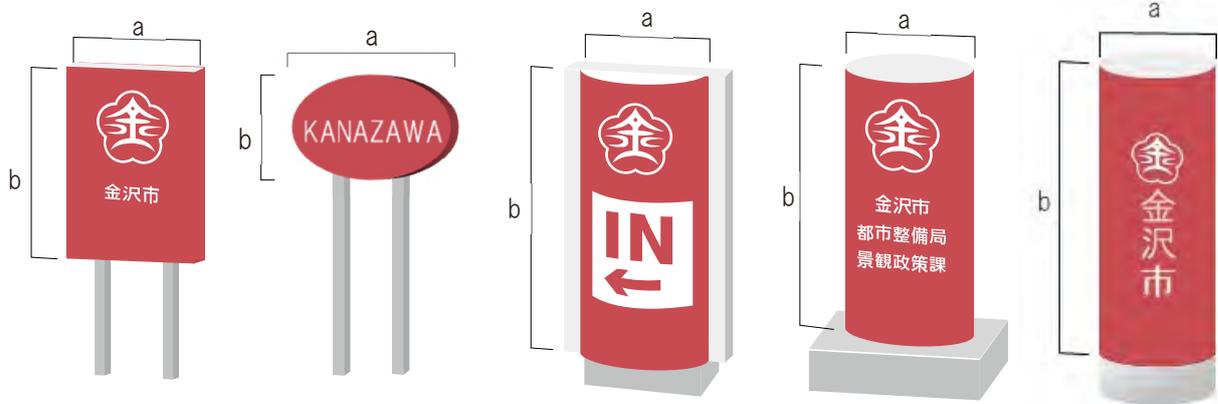
$$\text{表示面積} = a \times b$$

Q22. 独立自家広告物や野立て広告物の表示面積の算定方法は？

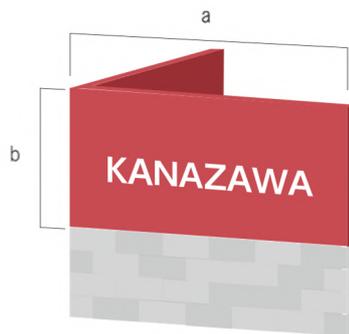
① 工作物の場合

横幅・縦幅の最大値で算定します。

$\text{表示面積} = a \times b$ 裏面にも表示があれば $\times 2$



② 塀などの工作物を部分的に利用する場合



壁面広告物として扱い、
横幅・縦幅の最大値で算定します。

$\text{表示面積} = a \times b$

5) その他

Q23. 禁止地域でも案内誘導広告を表示・設置することはできますか？

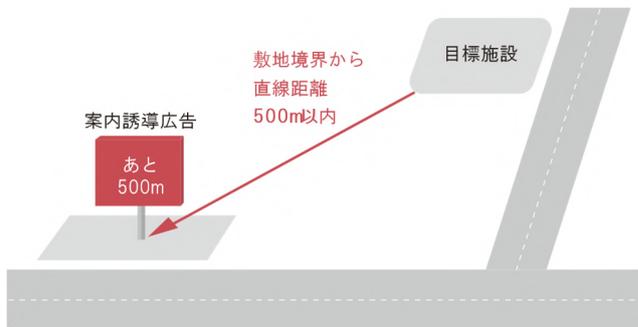
禁止地域は本来、第三者広告物を表示・設置できない地域ですが*、次の①～③のすべてを満たす案内誘導広告物に限り、審査会を経て、市長の許可を受けられる場合があります。 *第5種禁止地域を除く

① 案内誘導広告物であること

道標や案内図板、その他公共的目的をもった広告物や、公衆の利便に供することを目的とした広告物であること。そのため表示内容は案内誘導に必要な文言・図案に限ります。

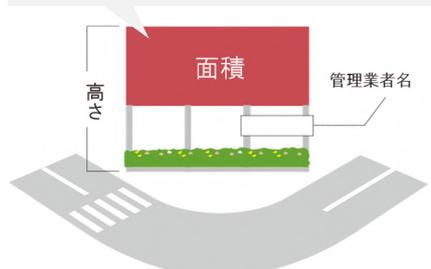
② 案内誘導先まで誘導を図らなければ到達しがたいこと

案内誘導を図る目標施設等が、主要幹線から離れており案内誘導しなければ到達しがたいこと、同一道路になくそのまま直進しても到達しないこと、かつ、敷地境界から概ね 500m 以内であること。



③ 案内誘導広告物の個別基準を満たすこと

禁止地域の実情に即したものとするため、下記の基準を満たすこと。

地域区分	禁止地域		その他
	1種	2～4種、6種	
敷地内の合計面積	3㎡以内	5㎡以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設あたり原則1件まで ・ 高さ、大きさ、色彩等を共通化 ・ 木製看板など素材を工夫 ・ 地上設置の場合、足下緑化に努める 
面積	1基 3㎡以内、1面 1.5㎡以内		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表示内容は案内誘導に必要な文言・図案に限る ・ 色は白を除き原則2色まで ・ 地上設置の場合、高さ4m以下 		

Q24. 現行の基準に適合していない広告物を是正するよう指導を受けました。

基準に適合するように速やかに改修又は撤去を計画し、是正計画書を提出してください。是正計画が認められれば、計画に従い、改修又は撤去を行ってください。

広告物等の撤去費の一部を補助する制度があるため、申請を希望される場合、事前にご相談ください。

広告物等撤去費補助制度（概要）

区分	補助率	限度額	補助要件	対象エリア
屋外 広告物	50%	25万円	条例への不適合を是正	まちなか区域と駅西の一部区域
			条例に適合しているものについて 都心軸の基準への不適合を是正	都心軸景観保全型広告整備地区
	90%	100万円	条例に適合しているものについて 沿道景観形成基準への不適合を是正	沿道景観形成区域
			区域内で屋上広告物を撤去	川筋景観保全区域
			条例に適合しているものについて 審査会が撤去を要請	市内全域
特定屋内 広告物	90%	100万円	2022年条例改正により既存不適合となった特定屋内広告物を是正	まちなか区域（特定屋内広告物届出地区） ※2027年6月で終了

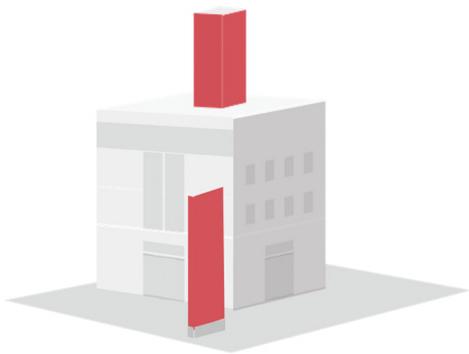
（2023年4月1日現在）

広告物等の撤去補助の標準的な流れ

時期	実施内容	広告主	施工者	金沢市
着工 10 日前	事前確認・申請書作成	◎	○ →	
	補助金交付申請	◎ →		
	補助金交付決定通知			◎ ←
工事完了 15 日以内	着工		◎	
	竣工（現場作業完了）		◎	
	工事代金請求		◎ ←	
	工事代金支払い（工事完了）	◎ →		
	補助事業実績報告	◎ →		
通知から約 1 か月後	補助金確定通知			◎ ←
	指定口座へ補助金振込			◎ ←

補助金交付決定通知を受けずに着工した場合、補助金の対象外となりますので必ず工事前に手続きをしてください。

Q25. 現行基準に適合していない掲出物件（架台部分）の再利用はできますか？



高さや表示面積など、現行の基準に適合していない掲出物件（架台部分）を再利用することはできません。特に、テナント入れ替えの際には注意が必要です。

広告物等撤去費補助制度を利用できる場合があります。

Q26. ラッピングバスにも基準がありますか？

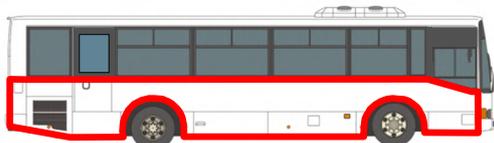
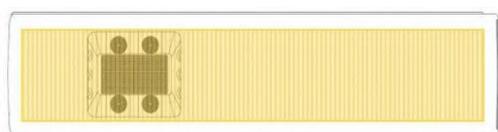
市内の路線バスのラッピング広告について、「金沢市ラッピングバスガイドライン」を定めています。

URL <https://digilib.city.kanazawa.ishikawa.jp/doc/285/>

金沢市 ラッピングバスガイドライン

検索

主な基準（抜粋）



-  : ベース色は白
-  : 窓枠等は黒
-  : ラッピング広告掲出可能範囲

ラッピングバスの規格

- ・車体のベース色は白とする
- ・窓枠等は黒とする
- ・ラッピング広告掲出可能範囲は窓枠から下の部分とする など

広告内容

- ・企業イメージの向上を目的としたものを原則とする など

道路交通の安全性への配慮

- ・周囲の車両の運転者の誤認を招くような広告としない
- ・光、蛍光、反射効果を有する材料は使用しないなど

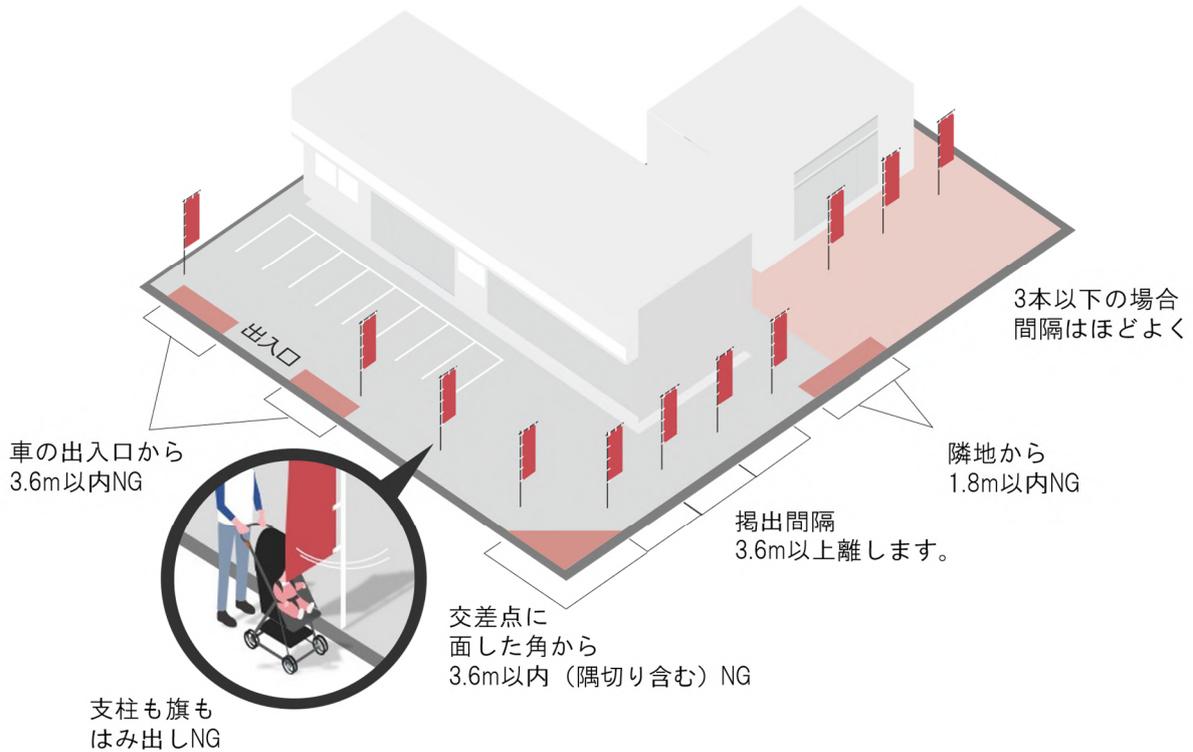
デザイン

- ・キャラクター、写真の使用は原則1種類まで
- ・文字情報は過多、過密とならないよう必要最少限の情報にとどめる など

Q27. のぼり旗にも掲出基準はありますか？

のぼり旗は、手軽に製作や出し入れができ、新規開店や期間限定の催事を知らせ、賑わいを演出する、便利なツールであって、一時的な掲出が原則です。いつでも掲出されていれば広告の効果が薄まるばかりか、動くものは人の目に留まりやすいため、景観上、安全上の支障になりやすく、ルールだけでなくマナーを守って、節度ある掲出を心がけてください。

金沢市では、「のぼり旗の掲出基準」を策定し、藩政期の都市構造が残るまちなか区域で運用しています。



のぼり旗の掲出基準

安全確保のための基準	① 設置してはいけない場所	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いでは、通行者等の安全のため、次の範囲には掲出しない。 <ol style="list-style-type: none"> 車の出入口の端から 3.6m以内 交差点に面する敷地の角から 3.6m以内 隣地境界から 1.8m以内 敷地内においては、通行者等の視野を妨げないよう掲出する。
	② 設置や管理に関する注意	<ul style="list-style-type: none"> 強風等によって飛散したり傾倒したりしないよう、しっかり固定し、地面に垂直に設置する。 屋根や庇の上、支柱を長くする等、高い場所に設置しない。 悪天候時や閉店後は片付けることとし、放置しない。
良好な景観のための基準	③ 節度ある掲出間隔	<ul style="list-style-type: none"> のぼり旗を掲出する場合、3.6m以上の間隔を空ける。ただし、本数が3本以下の場合はこの限りではない。
	④ 種類(色彩、形状、情報)の整理	<ul style="list-style-type: none"> 種類(色彩、形状、情報)が増えすぎないように注意する。複数の種類を掲出する場合には、より一層景観に配慮する。
掲出の前提となる条件		<ul style="list-style-type: none"> 道路(歩道、車道とも)や隣地に、支柱や旗をはみ出させない。 のぼり旗の表示面積は 2㎡以内。 破損したり老朽化したもの、汚れたものを掲出しない。

金沢市景観政策課

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

TEL 076-220-2364

FAX 076-224-5046

mail keikan@city.kanazawa.lg.jp

監修 寺井剛敏 金沢美術工芸大学 教授

令和5年4月